

I 業務運営・財務内容等の状況
 (4) その他業務運営に関する目標
 ① 施設設備の整備・活用等に関する目標

中期目標	1) 施設設備の充実 ○ キャンパスマスタープランに基づき、快適なキャンパス環境の整備、高機能な施設の整備を図る。 2) エネルギー管理 ○ 環境の観点から適切なエネルギー使用を行い、削減に努める。
------	--

中期計画	年度計画	進捗状況	ウエイト
1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置 1) 施設設備の充実に関する計画			
【29】 キャンパスマスタープランを更に充実させるため、緑のマスタープラン、建築設備マスタープラン、構内総合交通計画、防犯計画など、主題別の計画をキャンパスマスタープランの中に位置づけ、快適性・高機能性を順次実現する。	【29-1】 快適なキャンパス環境の整備を図るため、構内の総合交通計画の見直しを行い、快適なキャンパスを維持する。	III	
	【29-2】 昨年度に引き続き、「建築設備マスタープラン」（照明設備、空調設備、消防設備、給水設備、ガス設備）に従い、照明設備および空調設備について省エネ型機器への更新を進めるとともに、消防設備及び給水設備についても更新を実施し、安全で快適な教育研究環境を維持する。	III	
	【29-3】 安全で高機能な施設整備を図るため、諸問題の解決の方策に基づき、建物入口施錠システムの体系及び実施計画を見直し、施設整備を検討する。	III	
【30】 施設使用指針に基づき、アカデミックプランとフィジカルプランの対応を図り、公平性の観点から施設の管理・運用を行う。	【30-1】 キャンパスマスタープランにおいて、教育組織の変更等とフィジカルプランとの整合性を図るため、施設実態調査による各学域の面積再配分案に基づき運用計画を立案する。	IV	
2) エネルギー管理に関する計画			
【31】 本学が全学取得しているISO14001及びエネルギー管理標準に基づき、適切なエネルギー使用を行う。	【31-1】 ISO14001の全学認証取得を更新し、環境マネジメントシステムの運用を継続する。本学のエネルギー管理標準に基づき、省エネ機器への計画的更新及び省エネ啓蒙活動を継続的に推進する。	IV	
		ウエイト小計	

I 業務運営・財務内容等の状況
 (4) その他業務運営に関する目標
 ② 安全管理に関する目標

中期目標	1) 安全管理体制の確立 ○ 高度な教育研究活動を円滑に行い、安全で衛生的な環境を確保するため、全学的な安全管理体制を更に充実させるとともに、十分な安全衛生教育を教職員及び学生を対象に行う。 ○ 情報管理の徹底を図り、情報セキュリティを高める。
------	--

中期計画	年度計画	進捗状況	ウェイト
2 安全管理に関する目標を達成するための措置 1) 安全管理体制の確立に関する計画			
【32】 本学の総合的な安全衛生管理対策を企画・立案・実施するために組織した安全管理センターについては、多岐にわたる関連法令を一元的に把握し遵守できる体制とするために、安全と環境が密接に関係することを踏まえ、環境・安全管理センターに拡充改組する。	【32-1】 安全と環境が密接に関係することを踏まえ、多岐にわたる関連法令を一元的に統括管理する組織体制とするため、安全管理センターから環境安全委員会（仮称）への拡充改組を進め、各種委員会や部会の規程、並びに安全管理体制を見直す。	III	
【33】 関連法令等を踏まえ、施設、設備及び作業面での管理を十分に、定期的な点検・改善を行うとともに、ISO14001認証で培った活動を安全管理と連携させ、全学的な環境安全問題への取り組みを進める。このため環境安全衛生に関する講習会を実施し、構成員及び学生の環境安全衛生管理意識を向上させる。	【33-1】 一部の職員に負担が偏らない職場巡視システムを確立するために、更に資格取得を推進し、部局毎に複数の有資格者の確保を目指す。また、自主点検システムを随時見直し、全学的職場巡視体制を整備する。環境及び安全衛生に関する講演会、講習会を継続的に実施し、構成員及び学生の環境安全衛生管理に関するシステムの周知と意識向上を図る。	III	
【34】 危機管理マニュアルを不断に改定し、危機管理を充実させるとともに、法定の安全衛生委員会からの意見等を速やかに反映した改善ができる体制を構築する。	【34-1】 緊急時の危機管理マニュアル等を見直し、危機管理体制の充実を図る。引き続き、学内や安全衛生委員会からの意見等を速やかに安全管理センターで検討し、改善を進める。	III	
【35】 学内の情報セキュリティの確保・向上に必要な体制や規則等の整備充実に取り組みとともに、教職員の情報セキュリティ意識を向上させるため、計画的に研修等を実施する。	【35-1】 引き続き情報化推進委員会において、情報セキュリティに関する体制の見直し及び規則等を整備する。	III	
	【35-2】 今年度も前年度作成された改善策を基に、教職員の情報セキュリティ意識向上のための研修等を実施するとともに、参加者アンケートを実施し、研修等の内容を検証の上、次年度に向けて改善策を作成する。	III	
	【35-3】 引き続きICカードを利用した情報セキュリティの確保について、情報を収集し新たな利用法について検討を開始する。	III	
ウェイト小計			

I 業務運営・財務内容等の状況
 (4) その他業務運営に関する目標
 ③ 法令遵守に関する目標

中期目標	1) 経理の適正化等 ○ 公的研究費の不正使用の発生を防止するため、公的研究費の適正な管理と効率的な使用に関するマニュアルや不正使用の防止対策として講ずるべき必要な事項を全構成員に周知することにより、経理の適正化を推進する。 2) その他の法令遵守 ○ 社会的に信頼される国立大学法人として、法令を遵守し、適正な法人運営を行う。
------	---

中期計画	年度計画	進捗状況	ウエイト
3 法令遵守に関する目標を達成するための措置 1) 経理の適正化等に関する計画			
【36】 公的研究費の不正使用を未然に防止するため、「公的研究費の不正防止等対応マニュアル」の不断の点検・見直しを行うことにより実効性を高め、全構成員に周知するとともに、納品等の事実確認の徹底を図るため、検収体制を充実・強化する。	【36-1】 公的研究費の不正使用を未然に防止するため、新規採用者及び研究補助者等を対象に外部資金等に関する基礎知識の習得、物品請求システムの入力方法等に関する研修を実施し、周知徹底を図る。	III	
【37】 不正防止計画を公表し、学内外に周知するとともに、公的研究費の適正な使用について、学内研修会や科学研究費補助金に関する説明会等において教職員及び取引業者に対して周知徹底を図り、経理の適正化を推進する。	【37-1】 引き続き、不正防止計画や公的研究費の使用上のルール等の周知徹底を図るため、学内研修会や説明会を実施するとともに、取引業者からの未払い金調査を強化する。	III	
【38】 公的研究費の事務処理の適正化を図るため、適正経理推進室やK I Tビューローとも連携し、内部監査体制を強化する。	【38-1】 引き続き、契約手続きの適正性に関し、四半期毎に監事に対して調達状況の報告を行う。また、外部資金受入教員全員に対する実地監査を行うとともに、外部監査員の参画により監査体制を強化する。	III	
2) その他の法令遵守に関する計画			
【39】 大学の使命や社会的責任を果たすことができる法人運営を行うために、法令遵守のための仕組みを整備する。	【39-1】 法令遵守の仕組みの整備の一環として、法令の制定・改定に注視し、関連規則の整備、制定を行う。	III	
		ウエイト小計	

(4) その他業務運営に関する特記事項

○耐震改修事業と全学ゾーニングの実施

施設整備費補助金等により、「東2号館」、「図書館」、「3号館」、「体育館」、「武道場」の耐震改修、及び「6号館」、「美術工芸資料館」の機能改修を行った。その結果、全学（職員宿舎を除く）の耐震化率は93.8%（整備前は86.5%）、狭隘整備率86.0%（整備前85.8%）となった。

また、耐震改修に合わせて、専門分野間で分散配置されていたため学生及び教員の連絡等に不便が生じていた実験室及び研究室について「キャンパスマスタープラン2009」の基本方針によるゾーニング配置を進め、専門分野の集約化により教育研究の機能の強化を図るとともに学生や教員の利便性を高めた。このゾーニング配置により、分散されていた共同利用のためのスペースも集約し、学生の自学自習室として、新たに約231m²を確保した。

< 関連計画：【30-1】 >

○環境マネジメントシステムのISO14001全学認証取得の更新

平成13年度にISO14001を認証取得後、平成15年度に全学で拡大取得した本学の環境マネジメントシステムについて、平成25年8月にISO14001の4回目の更新認証を受けた。環境マネジメントシステムを中心とした継続した環境への取組の結果、京都市が大規模事業所を対象に、事業ごみの減量及び再資源化への積極的な取組を表彰する「ごみ減量・3R活動優良事業所」制度による、平成25年度「ごみ減量・3R活動優良事業所」（全部で10事業所）に認定され、さらに、全国の大学（751校）を対象にNPO法人エコ・リーグが実施する「大学における環境対策等に関する全国調査」に基づき大学の環境対策の取組状況を評価する「エコ大学ランキング」において、総合第4位に入賞した。

< 関連計画：【31-1】 >

○大規模災害等発生時における近畿地区国立大学法人間の連携・協力に関する協定の締結

近畿地区の13国立大学で、地震、風水害等の大規模な自然災害や新型インフルエンザ等の重大な感染症のまん延等が発生した場合に、食料、飲料水、防災用具その他生活必需物資の提供や教育研究活動等の復旧・再開のために必要な教職員等の相互派遣などの連携・協力を行うことを定めた協定を締結した。

< 関連計画：【34-1】 >

○公的研究費不正防止に向けた取組

平成25年5月に実施した、新規採用者をはじめとした研究補助者等を対象とした、物品請求システムの入力方法等に関する研修会において、外部資金等に関する執行の基礎知識を説明し、公的研究費の適正な執行についての周知徹底を図った。平成25年9月に実施した、科学研究費補助金についての説明会においても、公的研究費の使用上のルールや予算執行上の留意点について周知した。

また、平成25年12月から平成26年2月にかけて、外部資金受入教員全員を対象とした会計内部監査を実施し、今回から新たに、不正使用の事例等をまとめた文書「公的研究費の適正な使用について」を作成し、対象者に説明のうえ、配布した。さらに、学生への旅費、謝金の支給に関し、学生・教員の双方に対し、ヒアリングを行い、内容の確認を行った。

平成26年3月には、外部資金の受入の多い教員を対象に、外部監査員（公認会計士）による特別監査を実施し、収支簿の確認、購入物品の使用状況の確認などを行った。

< 関連計画：【36-1】、【37-1】、【38-1】 >

○研究活動の不正防止に向けた取組

平成25年9月に実施した、科学研究費補助金についての説明会において、日本学術振興会の担当課長を招き、教員に対し、研究活動における不正行為の防止を含む科学研究費の最近の動向について説明した。

また、平成26年2月に「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」の中間取りまとめの内容について、学内の教職員に通知し、周知を図った。

< 関連計画：【37-1】 >

○毒物・劇物管理の強化

平成24年5月に発生した、アジ化ナトリウムが紛失した事例を受けて、前年度に整備した毒物・劇物に係る管理体制を踏まえ、チェック体制をさらに充実させる取組を実施した。全学で取り組んでいる環境マネジメントシステムの内部監査においては、「毒物・劇物管理要項」の認知度や、要項に基づいた保管や使用時の管理体制等について、すべての研究室を対象に確認を行った。また、安全衛生委員会のパトロールにおいても、毒物・劇物管理状況を確認項目に追加し、すべての研究室の確認を行った。さらに、化学物質管理システム（KITCRIS）への登録を徹底させ、定期的に管理責任者（部門長等）や安全管理センターが毒物・劇物の状況を確認した。

また、学内構成員の毒物・劇物管理に対する意識を向上させるため、環境マネジメントシステムの実験系サイト研修において、毒物・劇物管理の徹底について周知を図るとともに、定期的に毒物・劇物管理についての全学メールを配信するなど、意識の啓発に努めた。さらに、実験室での化学物質管理手順を示した「運用手順書」や学生に配布する「安全の手引」も改訂した。

そのほか、不用になった薬品を長期間放置することがないように、日常の管理に加え毒物在庫確認・保有量調査を年1回以上実施することとし、廃棄処分費を予算措置し、部門ごとに不用薬品を廃棄処分した。

< 関連計画：【33-1】、【34-1】 >